



平成 25 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 日 鐵 商 事 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 今 久 保 哲 大
(コ ー ド 番 号 9 8 1 0 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 総 務 法 務 部 担 当 部 長 岩 崎 文 夫
(T E L : 0 3 - 6 2 2 5 - 3 5 0 0)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を第 36 回定時株主総会（平成 25 年 6 月 21 日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

平成 25 年 10 月 1 日に予定しております住金物産株式会社(以下「住金物産」といいます。)との合併による経営統合(以下「本経営統合」といいます。)に伴い、定款の一部を次のとおり変更することにつきまして決議をお願いするものであります。

なお、この定款一部変更の効力は、第 2 号議案が原案どおり可決され、住金物産との合併の効力が発生することを条件として、同合併の効力発生日(平成 25 年 10 月 1 日予定)に生ずることと致します。

(1)商号の変更

商号を日鉄住金物産株式会社(英文表記：NIPPON STEEL & SUMIKIN BUSSAN CORPORATION)に変更するものであります(変更後の定款案第 1 条)。

(2)事業目的に関する変更

本経営統合に伴う連結事業推進体制(セグメント)の変更を踏まえ、所要の変更を行うものであります(同第 2 条)。

(3)本店の所在地の変更

本店の所在地を東京都港区に変更するものであります(同第 3 条)。

(4)発行可能株式総数の変更

本経営統合に備えるとともに、統合後も機動的な資本政策を遂行することができるよう、発行可能株式総数を 2 億 3,200 万株から 5 億株に増加させるものであります(同第 6 条)。

(5)単元未満株式の買増し規定の新設

単元未満株式を保有する株主様が、1 単元の株式数(1,000 株)まで買増しできるようにすることで、株主様の便宜に供するため、単元未満株式の買増し規定を新設するものであります(同第 9 条)。

(6)取締役の員数及び役付取締役に関する規定の変更

本経営統合に伴い、取締役の員数及び役付取締役に関する規定を見直すものであります(同第 19 条及び 22 条)。

(7)相談役及び執行役員に関する規定の新設

本経営統合を機に、相談役及び執行役員に関する規定を新設するものであります(同第 28 条及び 29 条)。

(8)その他、条文の組み替え、項番号の明記、表現の変更、字句の修正、これら変更に伴う条数の繰り下げ等、定款全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商号)</p> <p>当社は、<u>日鐵商事株式會社</u>と称し、英文では <u>NIPPON STEEL TRADING CO.,LTD.</u>と称する。</p> <p>第 2 条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の売買及び貿易業</p> <p>イ . 鉄鋼、非鉄金属及びこれらの原材料並びに製品、副産物、鉍石、鉍産物</p> <p>ロ . 金属製造・加工用、建設用等の産業用機械器具、電気機械器具、電子通信機械器具、精密機械器具(計量器、医療機器を含む)、航空機・船舶・車輛等の輸送用機械器具、光学機械器具、機械工具及びこれらに関連する設備並びに部品</p> <p>ハ . 公害防止用、上下水道用、海洋開発用、建築物用、自動販売用、保管用、事務用、住宅用等の設備・機器</p> <p>ニ . 窯業・土石製品、木材並びに木製品、家具、土木・建築用資材</p> <p>ホ . 石油化学製品、合成樹脂、ゴム、皮革、工業用・医療用薬品(火薬・毒劇物を含む)、放射性同位元素、化粧品、肥料、塗料、染料、顔料、油脂及びこれらの原料</p> <p>ヘ . 石炭、石油、圧縮・液化ガスその他燃料類及びこれらの製品並びに容器</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 (同左)</p> <p>第 1 条 (同左)</p> <p>当社は、<u>日鉄住金物産株式会社</u>と称し、英文では <u>NIPPON STEEL & SUMIKIN BUSSAN CORPORATION</u> と表示する。</p> <p>第 2 条 (同左)</p> <p>(同左)</p> <p>1. (同左)</p> <p>イ . (同左)</p> <p>ロ . (同左)</p> <p>ハ . (同左)</p> <p>ニ . (同左)</p> <p>ホ . 石油化学製品、合成樹脂、ゴム、皮革、工業用・医療用薬品(火薬・毒劇物を含む)、<u>医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、医療衛生用具、放射性同位元素、化粧品、肥料、飼料、塗料、染料、顔料、油脂及びこれらの原料</u></p> <p>ヘ . (同左)</p> <p><u>ト . 毛、麻、綿、生糸、化学繊維その他の繊維原料、ふとん綿、ウレタンフォーム、羽毛</u></p>

<p>(新設)</p> <p><u>ト. 食料、酒類その他飲料、飼料、たばこ、</u> <u>塩、農産・畜産・水産・林産物及びこれら</u> <u>の製品</u></p> <p><u>チ. 繊維、パルプ、紙及びこれらの原材料並び</u> <u>に製品</u></p> <p><u>リ. 貴金属、宝石、美術品、骨董品、室内及び</u> <u>屋外装飾品、事務用品、スポーツ用品、日</u> <u>用雑貨類</u></p>	<p><u>チ. 糸、織物、編物、不織布、ニット、衣料品、</u> <u>寝着類、寝具、その他繊維製品</u></p> <p><u>リ. 食糧、食品、清涼飲料、酒類、酒精、たば</u> <u>こ</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>又. (同左)</u></p>
<p>(新設)</p> <p>2. 前号物品の採取、製造、加工、設計、修理、 据付業</p> <p>3. 建設業、建設工事の企画・調査・測量・設計 及び監理</p> <p>4. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理業、<u>動産</u> <u>の賃貸借</u></p> <p>5. 医療施設、遊技・スポーツ施設、保養・観光 施設、浴場、飲食店の経営、旅館業、旅行業、 クリーニング業、冠婚葬祭業</p>	<p><u>ル. 種実、種苗、植木、樹木、花、薬用植物、</u> <u>畜産動物、愛がん用動物、鑑賞用魚</u></p> <p>2. (同左)</p> <p>3. (同左)</p> <p>4. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理業</p> <p>5. (同左)</p>
<p>(新設)</p> <p>6. <u>内外商品等の見本市、展示会、文化、スポー</u> <u>ツ等各種催物の企画、誘致及び開催</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7. <u>古物売買業</u></p> <p>8. <u>倉庫業</u></p> <p>9. <u>陸運業、海運業、運送取扱業、港湾運送業、</u></p>	<p>6. <u>工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハ</u> <u>ウ、システムエンジニアリングその他ソフト</u> <u>ウェアの企画、取得、保全、利用、貸借、販</u> <u>売及び輸出入業</u></p> <p>7. <u>各種イベント、研修会等の企画、制作、運営</u> <u>及び開催</u></p> <p>8. <u>有価証券の保有・売買・運用</u></p> <p>9. <u>ゴルフ会員権、リゾート会員権売買業</u></p> <p>10. (同左)</p> <p>11. (同左)</p> <p>12. <u>陸運業、海運業、運送取扱業、港湾運送業、</u></p>

<p>航空運送業</p> <p>10. リース業</p> <p>11. <u>工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハ</u> <u>ウ並びにソフトウェアの売買及び運用</u></p> <p>12. 農業、牧畜業、林業、水産業、鉱業</p> <p>13. <u>各種情報の収集・処理及び提供に関する事業</u></p> <p>14. <u>電気通信事業、放送業、広告業、出版・印刷業</u></p> <p>15. <u>文書作成事務、秘書、受付、通訳、翻訳、電話交換事務、通信機器の操作、システムプログラミング等の業務処理の請負業</u></p> <p>16. <u>労働者派遣事業</u> (新設) (新設)</p> <p>17. <u>警備業</u></p> <p>18. <u>金融業</u></p> <p>19. <u>各種研修・養成に関する事業</u></p> <p>20. <u>前各号の代理業、仲立業、問屋業、媒介・取次業</u></p> <p>21. <u>損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>22. <u>前各号に関する一切の事業</u></p> <p>第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>第4条（機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>第5条（公告方法） 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>但し、電子公告を行うことができない事故その他のや</u></p>	<p>航空運送業、<u>港湾荷役事業及び船舶解体業</u></p> <p>13. (同左) (削除)</p> <p>14. (同左)</p> <p>15. (同左)</p> <p>16. (同左)</p> <p>17. (同左)</p> <p>18. (同左)</p> <p>19. <u>通信販売業</u></p> <p>20. <u>発電及び電気の供給に関する事業</u></p> <p>21. (同左)</p> <p>22. (同左) (削除)</p> <p>23. (同左)</p> <p>24. (同左)</p> <p>25. (同左)</p> <p>第3条（同左） 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>第4条（同左）</p> <p>第5条（同左） 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告</u></p>
---	--

むを得ない事由が生じたときは、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、2 億 3,200 万株とする。

第 7 条（単元株式数）

当社の 1 単元の株式の数は、1,000 株とする。

第 8 条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (新設)

(新設)

第 9 条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。

による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章（同左）

第 6 条（同左）

当社の発行可能株式総数は、5 億株とする。

第 7 条（同左）

当社の 単元株式数は、1,000 株とする。

第 8 条（同左）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. (同左)
2. (同左)
3. (同左)

4. 次条に定める請求をする権利

第 9 条（単元未満株式の買増し）

当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 10 条（同左）

当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第 10 条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する事項は、本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。

第 11 条 (基準日)

当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

本定款に定めるもののほか、権利を行使する者を定める必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (株主総会の招集)

定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

第 14 条 (総会の開催場所)

当社は、東京都各区内で株主総会を開催す

第 11 条 (同左)

当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(削除)

第 3 章 (同左)

第 12 条 (招集の時期)

当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(削除)

第 13 条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条 (同左)

る。
(新設)

(新設)

第 15 条 (総会の議長)

株主総会は社長が招集し、その議長となる。
社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会
が定めた順位により、他の取締役がこれに当る。

第 16 条 (総会の決議方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

第 15 条 (招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(削除)

第 17 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条 (同左)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

この場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければ

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条（取締役の定員）

当会社に取締役 3 名以上を置く。

第 19 条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時までとする。

第 21 条（代表取締役）

当社を代表する取締役は取締役会の決議によりこれを定める。

第 22 条（役付取締役）

当社に社長 1 名、必要に応じて会長 1 名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により取締役中から選定する。

第 23 条（取締役会の招集）

取締役会は社長が招集し、その議長となる。

社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより他の取締役が当る。

取締役会の招集通知は会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

ばならない。

第 4 章 取締役及び取締役会等

第 19 条（取締役の員数）

当会社に取締役 15 名以内を置く。

第 20 条（同左）

（同左）

__ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

__ （同左）

第 21 条（同左）

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長 1 名を選定し、必要に応じて会長 1 名を選定することができる。

第 23 条（取締役会の招集及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長が招集し、その議長となる。

__ 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

__ 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

<p>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第 24 条（取締役会の決議の省略）</p> <p>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 25 条（取締役会規程）</p> <p>取締役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第 26 条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第 27 条（取締役の責任免除）</p> <p>当社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、取締役の責任を免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条（監査役の定員）</p> <p>当社に監査役 3 名以上を置く。</p> <p>第 29 条（監査役の選任）</p> <p>監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>監査役の選任決議は、議決権を行使することが</p>	<p>—（同左）</p> <p>第 24 条（同左）</p> <p>第 25 条（同左）</p> <p>第 26 条（同左）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 27 条（同左）</p> <p>第 28 条（相談役）</p> <p><u>当社は、必要に応じて、相談役を置くことができる。</u></p> <p>第 29 条（執行役員）</p> <p><u>取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>第 5 章（同左）</p> <p>第 30 条（監査役の数）</p> <p>（同左）</p> <p>第 31 条（監査役の選任）</p> <p>（同左）</p> <p>— 監査役の選任決議は、議決権を行使することが</p>
--	--

<p>できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>出席した当該株主の議決権の過半数を</u>もって行う。</p> <p><u>第30条（補欠監査役の予選の効力）</u></p> <p>監査役の欠員に備えて株主総会において補欠の監査役を選任した場合、その選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p><u>第31条（監査役の任期）</u></p> <p>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>第32条（監査役会の招集）</u></p> <p>監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に発する。<u>但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p><u>第33条（監査役会規程）</u></p> <p>監査役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p><u>第34条（常勤監査役及び常任監査役）</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数を</u>もって行う。</p> <p><u>第32条（同左）</u></p> <p><u>第33条（同左）</u></p> <p>（同左）</p> <p>—（同左）</p> <p><u>第34条（常勤の監査役及び常任監査役）</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役の中から常任監査役若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>第35条（同左）</u></p> <p>監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>—（同左）</p> <p><u>第36条（同左）</u></p> <p>(削除)</p>
---	--

監査役会は必要に応じて、その決議によって常任監査役若干名を選定する。

第 35 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第 36 条（監査役の責任免除）

当社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、監査役の責任を免除することができる。

当社は、法令の定めるところに従い、社外監査役との間で、法令の定める限度まで当該社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算 等

第 37 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 38 条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令による別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 39 条（剰余金の配当の基準日）

当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当として剰余金の配当をすることができる。

当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当として剰余金の配当をすることができる。

当社は、前二項のほか、取締役会の決議によ

第 37 条（同左）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 38 条（同左）

（同左）

—（同左）

第 6 章（同左）

第 39 条（同左）

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 40 条（同左）

第 41 条（同左）

（同左）

—（同左）

—（同左）

<p>り基準日を定めて剰余金の配当をすることができ きる。</p> <p><u>第 40 条（剰余金の配当の除斥期間）</u> <u>当社は、剰余金の配当について、その支払開始の日から満 3 年を経過したときは、支払いの義務を免れるものとする。</u></p>	<p><u>第 42 条（配当金の除斥期間）</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>
--	---

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 21 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 第 2 号議案が原案どおり可決され、住金物産株式会社との合併の効力が生ずることを条件として、同合併の効力発生日(平成 25 年 10 月 1 日予定) 。

以 上